

「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」について
(略称：日・チリ経済連携協定 (EPA))

平成19年4月

チリとの間の経済上の連携を図るため、貿易及び投資の自由化及び円滑化、ビジネス環境の整備等について定める。

1. 経緯

- 2005年11月 : 日本・チリ首脳会談において交渉開始を決定
2006年2月 : 日・チリ経済連携協定締結に向けた政府間交渉開始
2006年9月 : 主要点について大筋合意を達成
2007年3月27日 : 東京にて両国外相が署名

2. 協定のポイント

- (1) 日本とチリとの間の物品、サービス、資本の自由な移動及び人の移動の円滑化を促進し、双方の経済活動の連携を強化する。
- (2) 貿易・投資のみならず、知的財産、競争、ビジネス環境整備を含む包括的な経済上の連携を推進する。
- (3) これにより日本とチリとの間の二国間経済関係を一層強化する。

3. 協定締結の意義

(1) 日本企業による対チリ貿易・投資環境の改善

→ 既に計40ヶ国以上と自由貿易協定 (FTA) を締結済みのチリにおいて、自動車等について不利な競争を強いられている我が国企業の貿易環境を改善。主に鉱業分野を中心に行われている我が国企業の投資について、国際約束締結による法的安定性の確保。

(2) 南米地域への経済進出拠点の確保

→ チリは、中南米地域で政治の民主化、経済の近代化に最も成功した模範国。ほとんどの南米諸国と自由貿易協定又は経済補完協定を締結しており、今後、我が国企業もチリ経由で南米市場への事業展開が可能となることが期待される。

(3) チリで産出される鉱物資源の確保

→ チリは、豊富な鉱物資源を有する資源国。我が国は銅輸入の約5割、モリブデン輸入の約4割、リチウム輸入の約8割をチリに依存。今後もこれらの鉱物資源を確保する上で、我が国企業による対チリ投資の法的安定性の確保や、本協定締結によるチリとの二国間関係の緊密化は重要。

(4) 我が国の経済連携戦略の着実な実施

→ 日・シンガポール (2002年1月署名、同年11月発効)、日・メキシコ (2004年9月署名、2005年4月発効)、日・マレーシア (2005年12月署名、2006年7月発効)、日・フィリピン (2006年9月署名) に続く我が国5つ目のEPA。